

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ
羽生領島中領用排水路

土地改良区だより

平成19年7月発行

第 6 号

編集・発行
所 在 地
本 所

羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒348-0027
埼玉県羽生市大字上羽生462番地
TEL 048-561-3791 FAX 048-563-3218
<http://www.geocities.jp/hanyuryo2005/index.html>
E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



観賞用イネ（加須市大越地内）
(左 宮崎觀39号 右 宮崎觀37号)

【おもな内容】

- 通常総代会開会挨拶
- 平成19年度収入支出予算・事業のあらまし
- 平成19年度賦課金等について
- 役員・総代の紹介について
- 平成18年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- お知らせ

平成十八年度通常総代会が開催される



開会挨拶

羽生領島中領用排水路土地改良区

理事長 野 中 英 二

皆様おはようございます。本日ここに、平成十八年度通常総代会を開会するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

総代各位には、早朝より公私とも何かとお忙しいところ多数のご出席を頂きましてありがとうございます。また、日頃から本土地改良区の事業推進にあたり特段のご高配ご指導を頂いており

ます埼玉県農林部農村整備課長、市川近雄様、埼玉県加須農林振興センター副所長、中島静夫様、並びに独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所長、田中博良様のご来賓各位様には年度末で公務にご多忙の中、ご臨席を賜り錦上花を添えて頂き衷心からお礼申しあげます。

役員・総代の皆様には、本年一月十八日から開催いたしました事務研修にご出席頂きありがとうございます。土地改良法上の目的・役割、本士地改良区の概要及び役員・総代の基本的職務について、再認識を頂いたものと存じます。

申出書の提出をほぼ全員の方々から頂いております。その法手続きの定款変更につきましては本日提案しております。

本土地改良区の今後の構想・課題について申し上げます。

今年は記録的な暖冬により平年と比較し平均一、六度高く、そのため利根川上流ダム周辺の積雪深は過去最少になりました。かんがい期にかけ適度に雨が降るよう、今から雨乞いなどを心配している次第であります。また、從来

では、田植え時期が上流地域と下流地域では一ヶ月の差がありましたが、旨催いたしました。各会場とも予定時間

を超える熱い議論があり、特に維持管理費の問題、未納金の問題、生活排水の問題、かんがい用水等の種々ご意見を頂きありがとうございました。頂いたご意見は、今後の運営の中で検討を行つて参ります。

また、四年前から調査を進めてきました一級河川（中川・新槐堀川・牛ノ堀川・手子堀川）排水流入区域の調査につきましては、役員・総代各位のご尽力を頂き、関係地区ごとに平成十八年七月十六日から確認の説明会を述べ四十二回に亘り開催いたしました。これにより関係組合員から土地改良法第六十六条（地区変更）に伴う地区除外

について、財政状況の関係につきましては、より一層厳しい収入が予想されます。特に主要財源の賦課金は、米政策改革推進対策事業に伴い、生産調整及び遊休農地の賦課金等の取り扱い方をどう行うか、大きな懸案課題を抱えております。そのほか羽生領地区、島中領地区的真の統一化に向け維持管理・組合員サービスの違いによる経費負担について理事会等で検討をしております。

施設の整備事業については、羽生領地区の施設整備に伴います概算整備費は用水路八億円、排水路一〇〇億円、島中領地区の概算整備費は用水路十七億円、パイプライン施設九億円の莫大な費用が見込まれます。これらの地区除外面積を合わせますと五年後には概ね三〇〇ヘクタールを超える面積の減少が予想されます。今年度から、会の川排水区域の調査を二、三年かけて行いますので、その結果次第によつては、さらに受益面積が減少する可能性がございます。

組合員につきましては、設立当初

1万人を超えていましたが現在は、九、八九六人に減少しております。

申出書の提出をほぼ全員の方々から頂いております。その法手続きの定款変更につきましては本日提案しております。

本土地改良区の今後の構想・課題について申し上げます。

はじめに、区域面積でありますが平成十四年七月一日設立当時六、二二五ヘクタールありました受益面積が年々農地転用等により減少しております。

また、国土交通省の首都圏氾濫区域堤防強化対策事業、埼玉県の総合治水対策特定河川事業・中川（上流工区）中手子林調節池、河道改修事業の大規模な事業計画が進行しております。こ

改修工事は、厳しい財政状況から単独事業では到底難しく、国・県等の補助事業により実施出来るよう施設の延命を図りながら今後も働き掛けて行きたいと考えております。

以上の懸案事項を含め、本土地改良区の将来のあり方と役割について、今後の理事会等で検討して参る所存であります。

加須市大越地内において試験的に栽培いたしました観賞用イネは、葉や穂の色が鮮やかに赤・白・黒・紫に染まり、テレビや新聞等に取り上げられたことにより多方面から見学、また、問い合わせ等の反響があり、特に興味を持たれた方から種粒を分けて欲しいとの申し出もありました。この観賞用イネが地域イベントや休耕田の有効活用の中に取り入れられるよう今後も推進して参ります。

次に、平成十九年二月大利根町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員候補者の推薦に関係する土地改良区

と協議を行いました。その結果、本土地改良区から推薦することに決まり、本年一月三十一日開催の理事会にて蓮見功理事を選出して頂き推薦しました。

さて、本日ご審議頂きます各議案は理事会において慎重審議され、満場一致により承認可決されたものであります。

なれば、総代各位には数日前に議案書を配布しており、充分お目通し頂いたものと思いますが、何卒速やかにご審議頂き、可決賜りますようお願い申上げます。

それでは、本日上程いたしました主な議案の概要について申し上げます。はじめに、定款・規約・維持管理計画書の一部改正については、冒頭に説明いたしました一級河川へ直接排水する区域について、地区から除外するに当たり改正するものです。また、昨年十月実施されました農林水産省関東農政局の検査指導により、個人情報保護に関する規程の新設と規程の一部を改正するものでございます。

次に、平成十七年度一般会計並びに三特別会計の決算に関する事項と平成十八年度補正予算の承認を規約三十七条により求められるものです。これらのことにつきましては、厳正なる監査を受け、いずれも承認が得られております。

平成十九年度の経費の賦課金でありますが、政府の米政策改革対策大綱により進められております地域水田農業ビジョンの米づくり等の厳しい農業情勢から、前年度据置き十アール当たり羽生領地区は田四、三〇〇円、島中領地区田・畑五、〇〇〇円と致しました。

賦課金と関連致します羽生領地区が対象になります宅地等排水負担金、用排

水使用料は前年度と同額に致します。また、地区除外決済金については維持管理事業費の算定基準から一m当たり議頂き、可決賜りますようお願い申し上げます。

平成十九年度一般会計収入支出予算案の概要について申し上げます。

一級河川区域の地区除外関係から賦課金・宅地等排水負担金・用排水使用料・目的外排水負担金を合わせて約四、〇〇〇万円の収入減になりますが、羽生市内に建設中の（仮称）イオング羽生ショッピングセンターから浄化槽設置負担金二、五八〇万円の収入が見込まれます。内容は、収入支出額とも四七、〇九〇万円の前年度当初予算比一・七三%の増額ではありますが、本来の使命である組合員サービスを低下させないよう農地転用特別会計から三、三〇〇万円を繰入する極めて厳しい予算編成を行っております。

事業費につきましては、かんがい業務に支障をきたさないよう維持管理費・水路浚渫費・雑草刈払い等は昨年と同様に計上しております。また、新農業水利システム保全対策事業の三尺北側用水路工事が5カ年継続事業の三年目として前年度同額の二、〇四〇万円を計上しております。

県費単独土地改良事業として羽生市

利根町内の沼田落排水路改良工事等を予定しておりますが、県も財政的に厳しく採択頂けるか難しいところでありますが、今後も要望を続けて行きました

と思います。

また、維持管理適正化事業として一地区、幸手市地内の高須賀揚水機場等のポンプ補修工事を実施致します。そ

のほか平成二十年度に行なう水利権更新のための事前調査費、三ヵ年計画で整備を進めております管理施設台帳調査費を合わせ事業費として前年度比一・二七二万円増額の二七、九五二万円を計上いたしました。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合議員の推薦についてですが、平成十九年五月三十一日の任期満了に伴うものであります。定款では、任期満了の日前三十日以内に総代会を招集し選出しなければならないとありますが、その時期が五月上旬で田植えの時期に当たるため、本日前以て選任を行うことでご理解を賜りたいと存じます。

このほか、ご案内申し上げました上

程議案につきましてもご審議いただ

き、可決賜りますよう重ねてお願ひ申しあげ挨拶と致します。

平成19年度収入支出予算のあらまし

▶ 一般会計 ◀

単位：千円

収 入		
科 目	予 算 額	予算額に占める割合
1. 組合費	199,143	42.3%
2. 財産収入費	2,306	0.5%
3. 使用料及び手数料	22,816	4.8%
4. 補助金及び交付金	23,043	4.9%
5. 受託費	9,255	2.0%
6. 寄付金	1	0.0%
7. 雑収入	17,222	3.6%
8. 借入金	1	0.0%
9. 繰越金	40,000	8.5%
10. 繰入金	33,000	7.0%
11. 負担金	124,118	26.4%
収 入 合 計	470,905	100.0%

支 出		
科 目	予 算 額	予算額に占める割合
1. 事務費	107,766	22.9%
2. 選挙費	1	0.0%
3. 事務所費	551	0.1%
4. 事業費	279,523	59.4%
5. 諸費	33,835	7.2%
6. 借入金償還金	19,870	4.2%
7. 諸支出金	11,948	2.5%
8. 繰出金	8,110	1.7%
9. 諸帳簿整理費	20	0.0%
10. 予備費	9,281	2.0%
支 出 合 計	470,905	100.0%

▶ 特 別 会 計 ◀

単位：千円

会 計 名	収入総額	支 出 総 額
職員退職手当特別会計	254,581	254,581
農地転用特別会計(羽生領地区)	2,361,611	2,361,611
〃(島中領地区)	54,722	54,722
維持管理積立金特別会計(島中領地区)	16,120	16,120

平成19年度事業のあらまし

平成19年度は、次の事業を実施する予定であります。

1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 か 所	事 業 内 容
川俣排水路	羽生市北2丁目地内	ネットフェンス工(A-I型)
沼田落排水路	大利根町大字外記新田地内	鉄筋コンクリート柵渠工

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	施 工 か 所	事 業 内 容
高須賀・小右衛門揚水機場	栗橋町大字高須賀・小右衛門地内	ポンプのオーバーホール及び補修工

3. 新農業水利システム保全対策事業

施 設 名	施 工 か 所	事 業 内 容
三尺北側用水路	大利根町大字砂原・琴寄地内	フリューム工

平成19年度賦課金等について

1. 賦課金

【羽生領地区】

○賦課金は、平成19年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	賦課金(1m ² 当たり)	期 別	納 期 限
羽 生 市 加 須 市 大 利 根 町 栗 橋 町	田 4.30円 畑 2.15円	上半期	平成19年 7月31日
		下半期	平成19年11月30日

【島中領地区】

○賦課金は、平成19年1月1日現在の所有者に賦課されます。

地 区	賦課金(1m ² 当たり)	期 別	納 期 限
栗 橋 町 幸 手 市	田・畑 5円	上半期	平成19年 7月31日
		下半期	平成19年11月30日

2. 宅地等排水負担金

【羽生領地区】

地 区	賦課金(1m ² 当たり)	納 期 限
羽 生 市 加 須 市 大 利 根 町 栗 橋 町	宅 地 2.15円 その他の 0.86円	平成19年11月30日

3. 陸田等用排水路使用料金 (1m²当たり)

【羽生領地区】

○陸田等用排水使用料は、田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、次の区分により徴収いたします。

- (1) 用排水使用料(用水路又は排水路から取水するもの) 3.50円
- (2) 用排水使用料(井戸から取水するもの) 1.20円
- (3) 併用(用水路と井戸から併せて取水するもの) 2.35円

納 期 限 平成20年1月31日

4. 地区除外決済金

○農地転用をする時の地区除外決済金は、次のとおりです。

【羽生領地区】(1m²当たり)

地 目	田	畑
金 額	238円	119円

【島中領地区】(1m²当たり)

地 目	田・畑
金 額	122円

5. 目的外排水負担金

【羽生領地区】

○工場・営業排水放流をする時の目的外排水負担金は、次のとおりです。
(1m³当たり)

金 額 2.92円

総代選挙及び役員選挙結果

総代の任期は平成18年8月25日～平成22年8月24日の4年間です。

役員の任期は平成18年9月10日～平成22年9月9日の4年間です。

選挙区及び地区名	総代 氏名	役員 氏名
第1区 羽生地区	武井國昭	理事 田村良一
第2区 岩瀬地区	矢島岩夫・河田利作・小林 武・奈良原良夫・川辺敏雄	理事 山口登志男
第3区 川俣地区	磯野勝男・大川秀雄・根岸福男	理事 春山清
第4区 須影地区	新井正一・野中嘉文・藤倉松光・臼倉定利・山岸喜明	理事 小磯文雄
第5区 手子林地区	関根繁雄・増田勝雄・間篠一雅・奥泉詔二・北 幸男 岡戸茂行・藤田金作	理事 牛久保富三
第6区 井泉地区	多田美秋・中田勝博・五月女公一・杉山 裕・江森布治 長瀬圭次	理事 高田文夫
第7区 村君地区	五ヶ谷国雄・細井勝美・田口義知・中島常雄・尾上智登征	理事 蓮見浩 監事 今成喜代次
第8区 三田ヶ谷地区	藤野孝次・戸ヶ崎 勝・奥澤三郎・内野恒二・鎌田功一	理事 岡戸敏行
第9区 大越地区	荻野隆治・細井金伍・腰塚正夫・佐藤定男・野中 保	理事 野中英二
第10区 桶遣川地区	松村督郎・角田禮繁・金子三郎・秋山輝雄・矢澤太一郎 染谷喜定・高橋 昇	理事 鳥海恒雄
第11区 不動岡地区	影山知久男・三ツ木英二・綱取二郎・矢嶋正夫・高橋 明	理事 藤原幸四郎
第12区 三俣地区	橋本重雄・小倉 桓・岩瀬福市・平井 廣・勝田健雁 鈴木治夫	理事 堀江榮一 監事 堀越健太郎
第13区 豊野地区	石塚昭英・山下 博・石川正治・関口富治・番場利雄	理事 大竹義男
第14区 原道地区	臺 高治・坂田英二・大阿久清一・小沼和由・青木利雄	理事 小野田博哲
第15区 元和地区	鳥海一男・大塚高弘・大塚誠一・中島利雄・小林正明	理事 蓮見功
第16区 東地区	渡邊隆都志・丸山辰夫・恩田和良	理事 青鹿忠重
第17区 栗橋地区	高塚伊和夫	理事 山田加藏
第18区 静地区	籠宮俊雄・橋本武雄・川面 正・遠藤正治・篠崎久雄	理事 金井榮治
第19区 豊田地区・幸手の一部	昼間弘次・新谷義澄・阿部川清次・遠藤秀雄	理事 山田達雄 監事 籠宮博

理事長・副理事長・総括監事及び各担当委員は、平成18年9月11日開催の各会議に於いて互選・選任され、また、総代会議長・副議長は平成18年8月30日開催の総代会で選任され、次のとおりそれぞれ就任致しました。

理事長	野中英二				
副理事長	山田達雄 青鹿忠重				
総務委員	◎蓮見浩 山田達雄 春山清	○小野田博哲 高田文夫 鳥海恒雄	牛久保富三 青鹿忠重		
水利委員	◎岡戸敏行 山田加藏	○蓮見功 小磯文雄	藤原幸四郎 山口登志男		
会計委員	◎金井榮治 大竹義男	○堀江榮一	田村良一		
総括監事	今成喜代次				
総代会議長	多田美秋				
総代会副議長	大阿久清一				

※委員会 ◎委員長 ○代行

平成18年度事業の実施状況

平成18年度に、国及び県等の補助金を受けて行ったものは次のとおりです。

1. 新農業水利システム保全対策事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工か所
三尺北側用水路改修工事	19,897,500	318m	大利根町大字砂原地内

2. 県費単独土地改良事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工か所
開二九排水路改良工事	8,767,500	83m	大利根町大字旗井地内

3. 土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	事業費(円)	事業量	施工か所
側排水路補修工事	11,014,500	295m	加須市大字大越・羽生市大字堤地内
大越揚水機場補修工事	9,009,000	一式	加須市大字大越地内
中里揚水機場補修工事	5,407,500	一式	栗橋町大字中里地内
計	25,431,000		

4. 維持管理事業

水路浚渫工事、水路雑草藻刈工事、水路修繕工事等を実施しました。

(羽生領地区)

工事名	施設名	件数	事業費(円)
水路浚渫工事	岩瀬落排水路他	41	6,913,500
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路他	108	42,946,220
水路修繕工事	岡古井落排水路他	16	12,592,100
樋管堰枠工事	宮前堰他	2	2,333,150
小計		167	64,784,970

(島中領地区)

工事名	施設名	件数	事業費(円)
水路浚渫工事	支線1号用水路他	5	828,000
水路雑草藻刈工事	高場用水路他	16	1,840,176
水路修繕工事	幹線2号用水路他	5	414,806
揚水機場等施設維持費	高須賀揚水機場他	25	2,497,090
小計		51	5,580,072

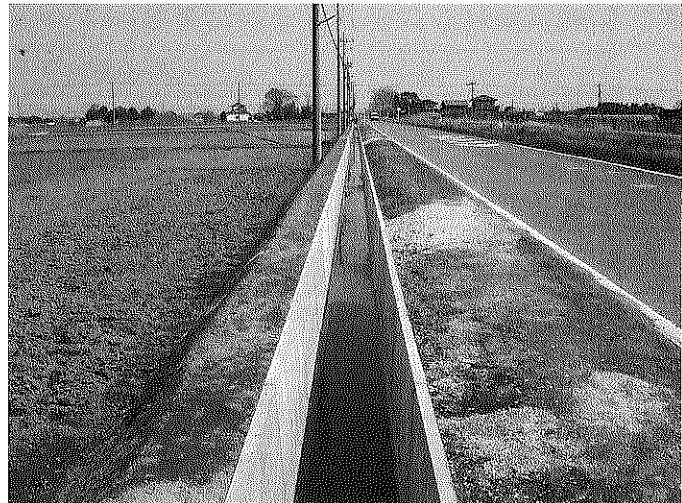
※羽生領地区、島中領地区を合計いたしまして218件 事業費合計70,365,042円となります。

平成18年度事業の完成写真

新農業水利システム保全対策事業
(改修前)



三尺北側用水路改修工事（大利根町大字砂原地内）
(改修後)



県費単独土地改良事業
(改修前)



開二九排水路改良工事（大利根町大字旗井地内）
(改修後)



土地改良施設維持管理適正化事業
(改修前)



側排水路補修工事（加須市大字大越地内）
(改修後)



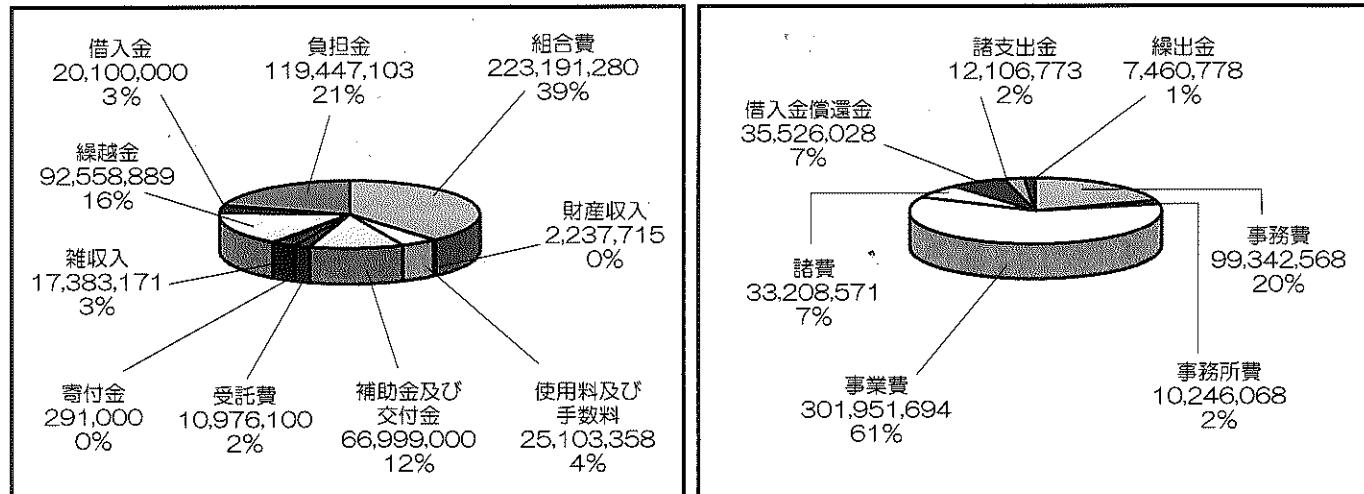
財務状況の公表

平成 17 年度一般会計収入支出決算及び財産の状況を公表します。

平成 17 年度決算

収入 578,287,616円

支出 499,842,480円



財産目録

資産の部		負債の部	
流動資産		長期負債	
預金	78,445,136	農林漁業金融公庫借入金	99,606,898
未収賦課金	23,600,089		
特定資産		負債	
職員退職手当引当金	236,193,560	職員退職手当引当金	236,193,560
農地転用決済金	2,300,300,828	農地転用決済金	2,300,300,828
維持管理積立金	16,111,257	維持管理積立金	16,111,257
基本財産	745,503,000	基本財産	745,503,000
特定施設維持管理基金		特定施設維持管理基金	71,573,167
原道機場			
大越機場			
中樋邊川機場			
中樋東部機場			
古利根機場			
固定資産			
土地（事務所敷地）	75,690,194		
建物（事務所・倉庫）	110,210,000		
水路敷	21,270,136		
調整池	65,310,000		
部品（車ほか）	2,773,899		
資産合計	3,746,981,266	負債合計	3,469,288,710

※水路の利用について

1. 水管理について

新しい米作りに伴い埼玉県は 5 種類の品種を打ち立て奨励を進めております。そのため、作付け形態も変わってきており年々作付けが早くなっていますが、水量については、許可水利権のため総量規制、期別水量が決められており、それ以上の取水ができませんので、ご理解ご協力を頂き円滑に通水ができますようお願いします。

用水は貴重な資源ですのでお互いゆずりあって有効に利用しましょう。また、各分水口の調整をこまめに行い、掛け流しをしないようにし下流地域に流すようお願いします。

2. 施設の破損等について

最近、自動車、農機具等の接触により土地改良施設（フェンス等）の破損が多くなっております。現場を目撃した場合、速やかに当土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いします。

3. 水路の安全について

かんがい期間中は水の水位が上がっており、危険ですので川の近くで遊んでいる小さな子供たちを見かけましたら一声かけ、注意をお願いします。

※境界確認申請について

当土地改良区の管理施設と接している土地との境界が不明な場合、境界確認申請をしてください。なお、申請用紙は当土地改良区に用意しております。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

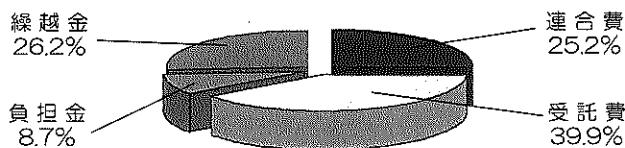
本土地改良区連合は、利根中央事業で整備された地域の農業用水を一元的に管理することによって、公平な水配分と安定した用水の供給を図るため、葛西用水路土地改良区と羽生領島中領用排水路土地改良区が合併するまでの過渡的な形態として、平成15年5月に設立されております。平成19年度は、議員・役員の4年間の任期が満了するため、改選の時期となっております。

平成18年度の全地域のかんがいに使用した用水の総取水量は、3億1百万トン程で許可水利権総量の78%と、非常に効率的な水運用が出来ました。平成19年度は水源地である利根川上流域の積雪不足や天候異変に伴って、ダム群への貯水量の確保が危惧されております。用水は大切に使用し、節水にご協力をお願い致します。今後も地域全体の用水が安定的に供給出来るよう合理的な管理調整に努めてまいります。

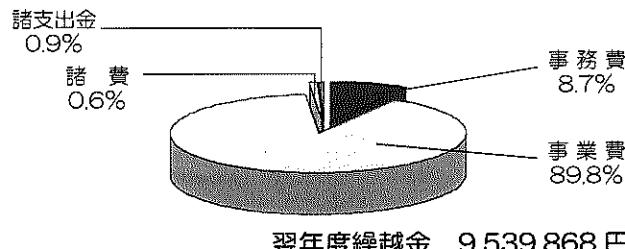
平成19年2月20日（火）に通常総会が開催され、次のとおり決定されました。

平成17年度一般会計収入・支出決算

収入合計 102,044,845円



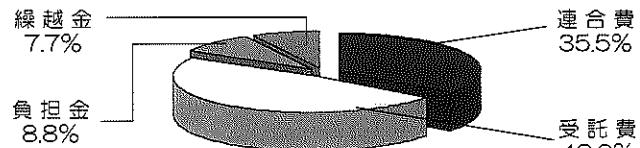
支出合計 92,504,977円



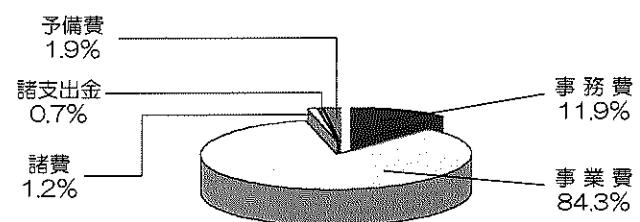
翌年度緑越金 9,539,868円

平成19年度一般会計収入・支出予算

収入合計 103,000千円



支出合計 103,000千円



□平成19年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	22,430,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	14,160,000円
連合費総賦課額	36,590,000円

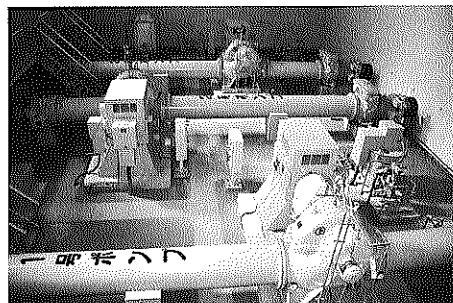
◇ ◇ ◇ ◇ 連合の管理する基幹的な水利施設 ◇ ◇ ◇ ◇

二郷半領揚水機場

(全 景)



(ポンプ本体)



大落古利根川から口径800mm 3台の横軸両吸込単段渦巻ポンプにより毎秒約4.2m³の用水を取り水し、水田約1,320haをかんがいしている。機場の運転制御や監視は中央管理所からの遠方操作によって行い、合理的な水管理をしています。

※これまでに紹介した基幹水利施設

①利根中央総合管理所 監視室（平成17年度）

②金野井揚水機場（平成18年度）

【土地改良区費について】

土地改良区費は、毎年1月1日現在の土地所有者及び耕作者の方に土地改良法に基づき当土地改良区の定款の規定により、区域かんがい施設及び用排水路の維持管理の費用に充てる目的として賦課されます。

【次のような時は、必ずお届け下さい！】

- 土地の所有権・耕作者の移動・住所の変更・農業者年金受給等による組合員資格に交替があつたとき。
- 農地を農地以外に転用するとき又は、農地改良するとき。

【注意】

★市街化区域内の農地を転用する場合には、土地改良区へ地区除外申請書の提出及び地区除外決済金の納入が従来どおりとなっておりますので、届出をお願いします。

★公共事業（道路・施設等）の用地として買収されたときは、地区除外決済金の納付が発生します。このことにつきましては、事業主体（買収者）と十分な話し合いをして疑惑が生じないようお願いします。

【口座振替について】

■土地改良区費、用排水使用料、宅地等の排水負担金、目的外排水負担金、施設使用料の納付は、便利な口座振替をご利用下さい。なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から引き落としが出来ませんので、早めに変更の手続きをお願いします。

担当：財務課

★口座振替のできる金融機関

1. 埼玉りそな銀行	本・支店	7. 埼玉県信用金庫	本・支店
2. りそな銀行	本・支店	8. 中央労働金庫	本・支店
3. 足利銀行	本・支店	9. ほくさい農業協同組合	本・支店
4. 武蔵野銀行	本・支店	10. 埼玉みずほ農業協同組合	本・支店
5. 群馬銀行	本・支店	11. 各郵便局	
6. 東和銀行	本・支店		

【個人情報の保護について】

■本土地改良区は、個人情報に関する規程を制定しました。これは組合員の皆様の個人情報として住所、氏名、年齢、所有農地などを保持し、この情報を土地改良区運営上適正に管理しています。

担当：総務課

—羽生領地区—

◎陸田等用排水使用料について

陸田耕作面積の異動については、自己申告制になっておりますので、次のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

- ①新たに陸田耕作を始めるとき
- ②耕作地を休耕したとき又は、耕作面積を増減したとき
- ③貸借関係に異動があったとき
- ④取水方法（用排水路・井戸）を変更したとき
- ⑤耕作者の住所・氏名を変更したとき

《注意》

異動申告書の届出がない場合は、前年度（平成18年度）の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承下さい。

◇提出期限 平成19年9月28日

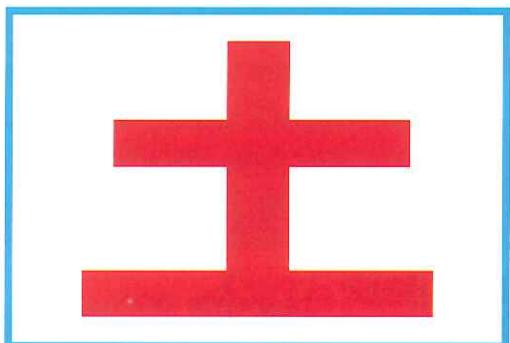
◇提出先 財務課

観賞用稻で『土』と言う絵文字を作りました。



加須市大越

大越小学校
全校児童95名で
田植えをしました



観賞用稻を使った絵文字

今年の5月14日、加須市大越地区「農地・水・環境保全向上対策事業」の景観形成の一環として、自治会の皆さん、薹（いらか）の会の皆さんと一緒に小学校全校児童で田植えを行いました。



平成18年観賞用イネの試験栽培（加須市大字大越）

（右上 奥羽觀378号・右下 奥羽觀379号・左上 奥羽觀383号・
左下 奥羽觀399号）

昨年、21世紀土地改良区創造運動の地域振興の一環として、4種類100g／1種／50m²を（独）農業・生物系特定産業技術研究機構 東北農業研究センターから頒布して頂き種子取り扱い誓約に基づき試験栽培しました。

この観賞用イネは、出穂後に時間を過ごして鮮やかな色に染まる芒を7月中旬～8月中旬頃に観賞できますほか、鉢植えに、切花やドライフラワーに、フラワーアレンジメントなどに適しております。

昨年は、初めての試みでしたので、今年は「道の駅」「お花の教室」等に配布いたします。

〈表紙写真〉

昨年、加須市立大越小学校児童・大越地区地元の皆さんの協力で田植えを行い、観賞用イネが見事に鮮やかな色に染まり、新聞やテレビ等で各方面から反響がありました。

特に興味を持たれた方に種粒をお分けしましたので今年は更に栽培場所の拡がりを願うものです。